



ユーカーリ Journal

ユーカーリ行政書士事務所 FP・特定行政書士 竹内健一

〒181-0012 三鷹市上連雀8-8-11

☎ 0422-57-7033 FAX 0422-47-6503

<https://www.yuukari.co>

目次

1. 相続法が40年ぶりの改正
2. 成年後見制度について
3. 隣から伸びた枝の対処法
4. ご案内

相続法が40年ぶりの改正

相続法については、昭和55年に、配偶者の法定相続分の上げや寄与分制度の新設等の改正がされて以降、約40年間、大きな見直しはされていませんでした。

しかし、その間にも平均寿命は伸び、社会の少子高齢化が進む一方で、高齢者間の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会経済情勢には大きな変化が見られました。このような状況を踏まえ、久しぶりに相続法が大幅に見直されたのです。

今回の改正の特徴として次の3つの点があげられます。

①配偶者保護を目的

少子高齢化の進展に伴い、配偶者にとってはその住居の権利の保護を図ることが重要であることを踏まえ、配偶者居住権や配偶者短期居住権という新たな権利を創設しました。

②遺言の利用の促進

被相続人の意思の反映が重要であるという考えから、遺言の利用を促進しようとするものです。具体的には、法務局で自筆証書遺言を保管する制度を設けたほか、自筆証書遺言の方式を緩和し、遺言の円滑な実行を図るために遺言執行者の権限を明確化にしています。



③利害関係者の実質的な公平

相続人以外の者が被相続人の療養看護等の貢献を行った場合に、そのものに相続人に対する金銭請求を認める制度を設けています。

この他にも、預貯金について、遺産分割前に一定の金額を払い戻しできる制度を新たに設けるなどが改正になります。

遺言利用の促進について



今回は、上記改正点の中から、自筆証書遺言について公正証書遺言と共に解説します。

①自筆証書遺言の保管制度

相続をめぐる紛争などを防止するという観点から、2020年7月より、法務局において自筆証書遺言を保管する制度を新たに設けることになりました。

比較的安価で作成できる自筆証書遺言は、信頼性の高い公正証書遺言と比べ、遺言自体無効とな

ったり、紛失・偽造や発見できない可能性や紛争などのリスクがあります。この制度は、これらのリスクをいくらか軽減する効果はありますが、公正証書と比べるとリスクは残ります。

また、法務局で保管制度では、裁判所による検認手続きをしなくても良いのですが、法務局で確認するのは必要最小限の形式的な事項（日付や名前など）で、内容的なことは触れません。

②自筆証書遺言の方式の緩和

今までは、自筆証書遺言はその全文を自書しなければいけませんでした。改正法では、遺言書に記載する相続の対象となる財産目録について、自書を要しないこ

とになりました。例えば、土地や建物、預貯金などは、ワープロで打っても良いですし、通帳のコピーでも良いことになります。

ただ、この場合、遺言書の偽造・変造が容易になる恐れがあることから、その目録のページごとに署名・捺印をするなどの対応が必要となってきます。

このように、比較的簡単に作成できる自筆証書遺言ですが、遺言自体が無効にならないためにも、出来れば公正証書遺言をお勧めします。紛争を回避するためにも、事前に行政書士などの法律専門家に相談してみましょう。

成年後見制度 について

高齢化社会の進む世の中で、最近、「成年後見」という言葉をよく耳にすることがあります。今回は、この成年後見制度についてお伝えします。

成年後見制度は、公的介護保険制度とともに 2000 年にスタートしました。それまで、認知症高齢者の方などは行政の福祉サービスを利用してきましたが、公的介護保険の導入によって、介護サービス提供者の介護サービスなどを利用できるようになりました。

成年後見制度の現状

成年後見制度では、法定後見（家庭裁判所に後見人を選任してもらう）と任意後見人（判断能力のある

うちに後見人を選んで委任契約を結んでおく）の 2 つがあります。

法定後見は、補助人・保佐人・成年後見人の 3 つに分かれますが、本人に代わって契約書などの法律行為を行ったり、本人が行った不利益な法律行為（契約など）を取り消したりします。

法定後見を利用するには、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に後見人等を選任の申し出をすることになります。最近では、親族以外の第三者、特に弁護士、行政書士等の専門職が後見人等になるケースが増えました。後見人等の 70% 超が専門職が従事していると言われています。

成年後見制度の民法改正

成年後見制度について平成 28 年 4 月に民法改正がありました。

これは、成年後見人の権利拡大に関する具体的な内容になっています。後見人の業務について旧法では被後見人が死亡した時点で終了しましたが、改正法では被後見人の火葬・埋葬なども相続人の意思に反することが明らかな場合を除き、これを行うことができることになりました。

——— 主な改正内容 ———

- ① 特定の相続財産の保存
- ② 相続財産に属する債務の弁済
- ③ 死体の火葬・埋葬に関する契約の締結
- ④ 被後見人宛の郵便物の開封

豆知識

隣から伸びた枝の対処法

隣の植木の枝が伸びて境界線を越えてしまという話は良くあります。伸びてきた邪魔な枝をこちらで勝手に切ってよいものなのでしょうか？

民法(第 233 条 1 項)では、「木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。」と定めています。つまり、所有者に対して枝を切らせることはできても、自分で切れないということです。

したがって、隣から伸びた枝を切る場合は、上記のような内容を踏まえたうえで、その植木の所有者と穏やかに話をしてから対処した方が

良いでしょう。

はみ出された側は、隣の人に「切って下さい」と伝える権利のみとはなってはいますが、一般的には「話し合い」の上、相手に切ってもらうか、相手に了解を得て自分で切る事が良くされている対応です。いずれにせよ、円満な解決に至ることが一番です。



木の根は切ってよい？

関連して良くある話では、隣の木の根が地中より伸びて境界よりはみ出しているケースがあります。

民法(第 233 条 2 項)では「木の根は境界線を越えてきたときは自らその根を切る事ができる」とされています。

つまり、「自分で勝手に切っても良い」という事ですが、切ってしまった場合にはその木が枯れてしまう可能性があるため、慎重な対応が必要です。現実的には隣家に一声かけてから対処しましょう。

お知らせ

行政書士は頼れる街の法律家

国家資格者として、法人設立・各種許認可・相続・遺言など手続きに関する実務をサポートします。

主な業務

会社設立、遺言書、相続手続き、
建設業許可、宅建業免許、家系図
飲食店・風営業許可、内容証明
会計記帳・決算、入国管理

無料相談のご案内

まずは無料相談をご利用ください

(完全初回無料)

当事務所では、地域の皆様を対象に、気軽に利用できる「無料相談」を行っています。

ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



安心の無料相談

ユーカリ行政書士事務所
F P・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
携帯 090-9130-1243
電話 0422-57-7033